



平成18年7月25日
 市町村課財政担当、税政担当
 担当者 堀田、門馬、森、川崎
 内線 1340、1344
 直通 0952-25-7024
 E-mail : shichouson@pref.saga.lg.jp

平成18年度普通交付税等決定額について（佐賀縣市町村分）

1 普通交付税等交付決定額

普通交付税交付決定額 78,093,499千円
 臨時財政対策債発行可能額 10,922,553千円

(参考)

対前年度比較

(単位：千円、%)

	平成18年度	平成17年度	増減額	増減率	全国市町村 総額の率
基準財政需要額	(162,527,194)	(159,878,447)	(2,648,747)	(1.7)	(0.5)
A	164,107,149	161,457,062	2,650,087	1.6	
基準財政収入額	(84,036,093)	(79,691,347)	(4,344,746)	(5.5)	(3.4)
B	86,558,435	82,200,998	4,357,437	5.3	
交付基準額(A-B)	C 78,491,101	80,187,100	1,695,999	2.1	4.7
調整額	D 397,602	261,659	135,943	52.0	
(調整率)	0.002446382	0.001636624	0.000809758	49.5	
普通交付税額(C-D)	78,093,499	79,925,441	1,831,942	2.3	4.9
臨時財政対策債発行可能額	(10,787,882)	(12,035,415)	(1,247,533)	(10.4)	
	10,922,553	12,186,230	1,263,677	10.4	9.8
計	(88,881,381)	(91,960,856)	(3,079,475)	(3.3)	
	89,016,052	92,111,671	3,095,619	3.4	5.8

注) 上段()書き：財源不足団体(玄海町除き)の数値

下段：県内市町村合計の数値

平成17年度は、調整額の261,659千円が追加交付され、最終交付額は80,187,100千円となった。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成15年度までと同様、平成16年度から平成18年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるものである。

2 地方特例交付金交付決定額 2,255,818千円
 (うち減税補てん特例交付金 1,975,699千円)
 (うち児童手当特例交付金 280,119千円)

対前年度比 505,481千円減(18.3%減)

減税補てん特例交付金は恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を持つ財源として、平成11年度に創設。

児童手当特例交付金は児童手当の拡充(支給対象年齢の引き上げと所得制限の緩和)が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、平成18年度に創設。

市町村別決定額等詳細は、別紙のとおりです。

1 平成18年度佐賀県（市町村分）の普通交付税等の状況

普通交付税は前年度比 2.3%（平成16年度以来、2年ぶりのマイナス）

普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額では前年度比 3.4%（3年連続の減）

（1）今年度の普通交付税の特徴（いずれも財源不足団体ベース）

ア 基準財政需要額が1.7%増加

（ア）一般財源化された国庫補助負担金を全額基準財政需要額に算入

- ・ 三位一体改革による税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革分（平成18年度1兆2,844億円）について、その全額を基準財政需要額に算入。
- ・ 額や偏在が小さいものについては、標準的な経費を単位費用に算入するとともに、額や偏在が大きいもの（児童扶養手当給付費負担金及び児童手当交付金の負担割合の変更より発生する地方負担等）は補正により国庫補助負担金の算出基礎に準じたきめ細かな算定を行われている。

（イ）臨時財政対策債の振替額の減少

- ・ 前年度に引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替え。
- ・ 財源不足額の圧縮が図られたことから振替額が減少。

イ 基準財政収入額が5.5%増加

- ・ 所得譲与税及び市町村民税（所得割）等の増による。

ウ 合併算定替の適用

- ・ 平成16年度以降に合併した佐賀市等10市町については、いずれの団体においても合併算定替*の額が一本算定の額を上回るため合併算定替を適用。
- ・ 10市町の普通交付税における合併算定替の額と一本算定の額を比較すると、合併算定替の額（576億454万8千円）が一本算定の額（460億44万4千円）を116億410万4千円（25.2%）上回っている。

* 合併算定替

合併特例法（旧法）の規定に基づいて合併した市町村の交付税算定における特例。

合併後15年間に限り、合併関係市町村が各年度の4月1日に合併前の区域で存続すると仮定して各合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算額が、合併後の新市町村について一本算定した財源不足額よりも大きい場合は、大きい方の額を当該団体の財源不足額とするもの。

(2) 各市町村ごとの普通交付税の増減状況

各市町村ごとの普通交付税額は、各団体の基準財政需要額、臨時財政対策債振替額、基準財政収入額の伸び率の相違等により差が生じているが、鳥栖市、基山町、伊万里市等、13 団体において対前年度マイナスとなっている。

なお、「臨時財政対策債の振替額の減」は全団体において増要因となっている。

また、平成 18 年度分の国庫補助負担金改革に対応する税源移譲分として所得譲与税が増額されており、これが全団体において基準財政収入額の増要因となっている。

ア 増加率の大きな団体は、下記のとおり。

神 崎 市	(+9.4%)	...	市制施行に伴う生活保護費(経常)及び社会福祉費(経常)の増等
嬉 野 市	(+9.0%)	...	市制施行に伴う生活保護費(経常)及び社会福祉費(経常)の増等
江 北 町	(+8.3%)	...	過疎対策事業債の元利償還金の増等

イ 減少率の大きな団体は下記のとおり。

鳥 栖 市	(45.3%)	...	企業の収益増による市町村民税(所得割、法人税割)の増等
基 山 町	(25.6%)	...	企業の収益増による市町村民税(法人税割)の増等
伊万里市	(15.8%)	...	電気機械器具製造業等による市町村民税(法人税割)及び固定資産税(償却資産)の増等

ウ なお普通交付税額に臨時財政対策債発行可能額を加算した場合、神崎市、嬉野市、江北町等 7 団体が対前年度プラスとなっている。

(3) 不交付団体

県内 23 市町村のうち普通交付税不交付団体は玄海町のみであり、平成 7 年度以降 12 年連続となっている。